

令和6年第4回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和6年4月26日(金)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時56分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	欠
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明  
 次 長 鈴木秀幸  
 書 記 青木智史  
 書 記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和6年第4回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、坂本滋委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和6年第4回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第27号から議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>なお、議案第30号でございますが、本日の議案発送後に、申請者の都合により、申請の一時取下げ願いが提出されましたので、本日の総会での審議はございません。</p> <p>したがって、議案第30号は欠番扱いとなりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第32号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第4、議案第33号、農用地利用集積等促進計画の案について。</p> <p>以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から「なし」の声)</p> <p>それでは、金子達委員と石附征夫委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第30号を除き、議案第27号から議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第27号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第27号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請地は、都市計画法の用途地域内にある土地となります。</p> <p>申請者、譲受人は、申請地の東のアパートに、夫婦と子どもで居住しておりますが、子どもが成長し、アパートでは手狭に感じていたことから、住み慣れた地域で、住宅の建築を検討したところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>石附委員。</p>

石附委員	<p>4月22日の午前9時から、坂本推進委員と現地確認及び申請人に事情を伺いました。</p> <p>譲渡人の事情としては、申請地を、知り合いの方にお貸ししたりもしていたようですが、返されてしまったあとは、女性ひとりで管理に困っていたそうです。</p> <p>そのような状況の折に、事務局の説明にあったとおり、譲受人から譲渡の相談があったとのことでした。</p> <p>譲受人については、近くの借家に住んでおられて、ヒアリングをして嬉しかったのは、寄居町が住みやすいところであるとお話を聞いたことでした。</p> <p>寄居町は消滅都市に選ばれているという話も耳にしています。若い世代が段々と減少しているそうです。これは、農地の確保以上に深刻な問題ですので、応援したいと思いました。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障についてですが、申請地は、第3種農地で、周辺には、アパートなども建ち並んでおられますので、問題ないものと確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第27号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第28号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第28号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、自営で大工をしており、譲渡人である、妻の母が所有する本申請地にある工場<sup>こうば</sup>で木材加工等の作業を行っています。</p> <p>この工場は、元々は、譲渡人の祖父が、養蚕室として利用していたもので、養蚕を止めた後に、譲渡人の両親と夫が、別事業で利用していたという経緯の建物になります。</p> <p>この度、この次に御審議を頂きます議案第29号の申請に伴う土地調査の中で、本申請地につきましても農地転用許可を得ていないことが発覚したため、申請に至ったとのことでした。</p> <p>なお、本申請地は、令和3年10月28日付けで、除外となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>金子委員。</p>
金子委員	<p>4月20日に横田推進委員と現地確認を行い、譲渡人に事情を伺いまして、先ほどの事務局の説明のとおり、問題ないものと思います。</p> <p>ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第 28 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 28 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 29 号について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 29 号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、先ほど御審議を頂きました議案第 29 号の西側隣接地になります。 申請者、譲受人は、現在、譲渡人とともに、家族で居住しておりますが、子どもが成長して手狭になったため、自己用住宅の建築を検討していたところ、本申請地を、譲渡人である母親から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 住宅の建築は、宅地である〇〇番が中心になりますが、進入路や、住宅の周辺利用が必要なため、宅地周辺の農地を転用する必要があることから、申請に至ったとのことです。 なお、本申請地については、令和 3 年 10 月 28 日付けで除外となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p>
<p>金子委員</p>	<p>金子委員。 先ほどの 28 号議案と同様、現地確認及び譲渡人に事情を伺いまして、問題ないものと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ご審議をよろしくお願いいたします。 ほかにご意見はございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 29 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次の議案第 30 号は、欠番となります。 次に議案第 31 号について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 31 号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、隣接市に所在し、主に土木業を営む法人ですが、このたび、埼玉県内で採取した粘土を止水材に加工・納品を行っている者からの依頼により、本申請地で粘土が採取できるかの試掘調査を請け負ったため、申請に至ったとのことです。 本申請は、試掘のみの一時転用で、期間は 3 ヶ月、試掘調査の内容は、約 2m 角、深さ約 1.3m の穴を 9 ヶ所掘り、試掘後は、埋め戻して農地に復元するという計画になっております。 なお、今回は、あくまでも試掘調査ですので、調査の結果、粘土の採取が見込まれると判明した場合は、次に、粘土を採取するための一時転用許可申請が出てくるものと考えられま</p>

	<p>すので、御承知おきください。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項1号により、申請に係る農地を、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められる場合には、例外的に許可となるものです。</p> <p>その他、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いします。</p>
轟推進委員	<p>轟推進委員。</p> <p>事務局の説明のとおり、試掘ですので、問題ないものと考えます。申請地については、保全管理がされており、じゃがいもが2列、植えてありました。</p> <p>譲渡人の話では、近くの工場が土地を欲しがっているとの話も伺いました。</p> <p>特段の問題はないものと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
	<p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第32号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第32号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページから3ページをご覧ください。</p> <p>町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案32号につきまして、説明いたします。</p> <p>今回の計画は、全39筆で、合計面積が46,926㎡です。農地の内訳は、議案書の右下のとおりになります。</p> <p>整理番号15番と16番の新設定2筆について御説明いたします。</p> <p>借受人は、青年等就農計画認定者で、今回の設定申出地の隣接地で、すでに露地野菜の栽培を行っておりますが、規模拡大をしたいと思い、梅澤委員に御相談したところ、梅澤委員の仲介によりまして、今回の貸借につながったものです。</p> <p>39番は、次の議案第33号で御審議を頂きます、農地中間管理事業による貸借のものです。</p> <p>今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 32 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 32 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 33 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 33 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページをご覧ください。議案第 33 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>この「農用地利用集積等促進計画」は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づくもので、同法、第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。</p> <p>農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、まず、利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。</p> <p>次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた、その農地を、借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。</p> <p>今回、転貸する農地 3 筆のうち、赤浜地区についてはすでに農林公社が借り受け済みの農地でありまして、農林公社から転貸で借り受けていた耕作者が、その農地を農林公社に返却したために、新たな借受希望の耕作者に転貸するものです。したがって、議案第 32 号の利用権設定はなく本計画の議案のみとなります。</p> <p>借受者は 2 名で、議案書のとおりです。</p> <p>農地の位置は、今市地区は 5 ページ、赤浜地区は 6 ページの審議用資料図面を御覧ください。</p> <p>はじめに今市地区につきましては、市野川の南側に広がる土地改良が行われた農地になります。今市クリーンセンター南の、黒丸の中の赤線で囲んだ農地 1 筆が今回転貸する農地で先ほどご審議いただきました議案第 32 号の 39 番になります。</p> <p>次に赤浜地区につきましては、塚田の農地で、関越自動車道西の黒丸の中の青線で囲んだ農地 2 筆が、今回、転貸する農地になります。</p> <p>借受人につきましては隣接市を中心に農業を行っており、当町でも利用権で農地の賃借の実績があります。</p> <p>当農業委員会が、この計画案を承認決定した場合のその後の流れを申し上げますと、町から埼玉県農地中間管理機構に、この計画案を送付し、その後、埼玉県農地中間管理機構内での決定を経まして、埼玉県知事が認可・公告を行い、借受希望者に転貸されることとなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 33 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 33 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p>

以上で全ての議案審議が終了しました。委員さんから、なにかありましたら、お願いします。

(委員から「なし」の声)

議長  
事務局長

よろしいですか。事務局から何かありますか。

事務局から1点、ご連絡いたします。

次回の総会ですが、5月27日、月曜日の午後1時30分からでお願いしたいと存じます。繰り返しご案内申し上げます。

5月27日、月曜日の午後1時30分から総会をお願いいたします。お忙しいところ恐れ入りますが、よろしく願いいたします。

議長  
事務局長

それでは、他に無いようですので、令和6年第4回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

金子 達 委員      石附 征夫 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年4月26日

議 長

室岡重雄

委 員

金子達

委 員

石附征夫